

外国人コミュニティ母語教育等支援事業実施業務に係る質問事項に対する回答

1 企画提案説明会〔10月24日（水）開催〕時の質問

No	質問事項及び回答
1	<p>Q 県内の4か所それぞれで4言語の教室を開催するということですか。</p> <p>A 1か所、1言語で構いません。4言語それぞれの教室をそれぞれ1か所ずつ開催することとし、委託要綱を「県内4か所以上、4言語以上」としました。</p>
2	<p>Q 1か所で2言語の教室を開催しても良いですか。</p> <p>A 「4か所以上、4言語以上」で実施されるのであれば、追加で実施してもらうことは構いません。</p>
3	<p>Q 教室の時間数は、16時間（8回×2時間）より長くなっても良いですか。</p> <p>A 構いません。例えば、1回2時間ではなく1.5時間でも、合計で16時間を上回れば結構です。</p>
4	<p>Q 対象者は、大学生ぐらいの年齢でも良いですか。また、青少年で、働いている子どもでも良いですか。</p> <p>A 委託要綱で「年齢は問わない」としているなので、構いません。年齢や学年などを指定した場合には、企画提案書にその理由を示してください。</p>
5	<p>Q マニュアルは、カラーではなく白黒でも良いですか。</p> <p>A 構いません。</p>
6	<p>Q 今年度はマニュアルを作成し、来年度の事業の予定はありますか。また、広めていく中で、改定が必要になった場合はどうしますか。</p> <p>A 来年度以降は、作成したマニュアルを広めていきます。 多文化共生推進室のウェブにもマニュアルのPDF版を掲載するので、このデータについては、必要に応じて改定を行うこともあります。その場合、予算がつけば、改定作業のお願い（委託）をするかもしれませんが、今のところ未定です。</p>
7	<p>Q 母語教育等のマニュアルとして確立されたものがどこにもない中で、4か月という短期間でマニュアルとしての質を確保するのは非常に難しいと思われませんが、マニュアルは県がチェックをするのでしょうか。</p> <p>A 委託要綱に「有識者等の協力を得ながら作成する」とありますように、有識者と相談をして、マニュアルを作成していただきます。</p>

8	<p>Q 母語教育等教室は、既存のものの活用でも良いとのことですが、既に有料で開催している教室を今回の事業のために無料にすると、教室としてのバランスを崩させることにならないでしょうか。</p> <p>A 既存の教室を活用する場合は、教室運営者と相談し、いつもどおり有料にさせていただいても構いません。この場合は、授業料等は、受託者ではなく、普段どおり教室運営者に納入されるようにしてください。また、この授業料等により教室運営にあてられる経費については、受託者が負担することは避けてください。新規で教室を立ち上げる場合は、授業料等は無料としてください。</p>
9	<p>Q 県が教室の開催を希望する4言語（ポルトガル語、スペイン語、中国語、フィリピン語）の中に韓国・朝鮮語がないが、愛知県内の国籍別在住外国人数を見ると韓国・朝鮮国籍が第3位であるので、スペイン語の代わりに韓国・朝鮮語ということになるのではないのでしょうか。</p> <p>A 母語教育等の目的として、「自己のアイデンティティ確立」と「親子のコミュニケーションの円滑」があります。「親子のコミュニケーションの円滑」については、韓国・朝鮮国籍の方は、長年日本に住んでいる方が多く、ほとんどの場合、親子が日本語でコミュニケーションを取れているものと思われます。「自己のアイデンティティ確立」も重要であり、決して韓国・朝鮮語を排除するわけではありませんが、「親子間のコミュニケーションの問題」のような喫緊の課題があると考えられるポ・ス・中・フィの4言語を例としてあげました。なお、あくまでも例ですので、これ以外の言語を実施していただいても構いません。</p>
10	<p>Q フィリピンは公用語が英語であるため、母語としてフィリピン語と英語の両方を教えるということも考えられます。この場合は、4言語以上のうちの2言語としてカウントされますか（同じフィリピン人に対してフィリピン語と英語を教える場合）。</p> <p>A その場合は1か所1言語とカウントします。</p>
11	<p>Q 集合住宅の中に教室を設けようと思うので、1つの教室（部屋）の中で3つの異なる母語をもつ子どもと一緒に学ばせることになる見込みです。この場合、実施か所数はどのようにカウントされるのでしょうか。</p> <p>A 1か所で3言語としてカウントします。</p>
12	<p>Q 追加提案で母文化保持のための交流会を実施しようと考えています。子どもの母国の文化を順番で紹介し、みんなでシェアする形になりますが良いのでしょうか。</p> <p>A 構いません。</p>
13	<p>Q 既存の母語教室があり、その生徒たちに対して民族衣装を着て踊るダンス教室も実施しています。このダンス教室を追加提案としても良いのでしょうか。</p> <p>A 構いません。</p>

14	<p>Q 委託要綱の目的に「外国人県民自らが、コミュニティ内において・・・」と書かれています。日本人のNPOが外国人を教師として雇って事業を実施することでも良いのでしょうか。</p> <p>A 構いません。その場合、ひとまずはそういう形で実施し、後々外国人コミュニティに引き継いでいただくことになるものと考えます。</p>
----	---

2 説明会時以外の質問

No	質問事項及び回答
1	<p>Q 母語教育等教室の「実施か所」数は、その言語の教室数を指すのでしょうか。それとも地域の数のことでしょうか。</p> <p>A 「実施か所」とは、基本的には「教室（部屋）」の数を指すこととします。従って、同一の市において4か所以上、4言語以上の教室を開催していただくことも可能です。しかし、県としては「県内4か所以上」としているため、1地域（1教室、あるいは1市町村）に偏るのではなく、できる限り広い範囲において教室を開催していただくことを期待しています。</p> <p>〈実施か所のカウント例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一建物（集会所、集合住宅、国際交流協会など）内の1つの教室（部屋）の中で、3言語の教室を同時に開催する → 1か所3言語 ・ 同一建物内の異なる教室（部屋）で2言語の教室を開催する → 2か所2言語。 ・ 同一市町村内で、異なる場所（建物、教室、部屋）で2言語の教室を開催する → 2か所2言語。
2	<p>Q 母体となる外国人コミュニティのニーズによって教室の形態や教える教材、カリキュラム等が変わることがあると思いますが、構いませんか。</p> <p>A 構いません。</p>
3	<p>Q 5名以上新規の失業者を雇用し、県内4か所ですべての言語の教室開催を満たした上で、もう1箇所追加で教室開催する場合、追加の1箇所での雇用は、既雇用者でも構わないのでしょうか。</p> <p>A 構いません。新規雇用失業者を5名以上雇っていただいた上で、不足する人員を既雇用者で補っていただくことは問題ありません。</p>
4	<p>Q 「募集要項2雇用等に関する事項（8）」に、「新規雇用失業者の1ヶ月あたりの勤務日数は少なくとも15日以上とする」とありますが、月の半ばからの雇用、または月の初めでの雇用終了の場合は、勤務日数総数÷勤務月数で15日以上になればよろしいのでしょうか？</p> <p>A お見込のとおり、月の半ばからの雇用等、1月丸々勤務しない月がある場合は、結果として勤務日数総数÷勤務月数で15日以上になれば結構です。</p> <p>〈例：勤務日数総数40日÷勤務月数2.5月＝16日〉15日以上</p> <p>ただし、1月丸々勤務する月は、15日以上を確保するようにしてください。</p>

3 その他

- ・最終審査（プレゼンテーション審査）の日程：平成24年11月13日（火）を予定。
- ・共同企業体（JV）での応募も可能。その場合、企画提案時には構成員間で協定を結んでいる必要があるため、別途県に相談してください。